

真実を見つめ
社会正義の実現のために
犯罪に立ち向かう

Public Prosecutors Office

検察庁



Public
Prosecutors
Office

検察の使命は、厳正公平・不偏不党を旨として、基本的人権を尊重しつつ、刑事事件の事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することにあります。

これによって法秩序が守られ、安全・安心な社会が実現されると考えています。

昨今は、情報通信技術の進展が著しく、また、犯罪のボーダレス化も進んでいますが、検察は、専門的な知識・技能を取得し、国際分野にも力を入れるなどして、時代の変化に的確に対応できるよう努めています。

また、犯罪の被害に遭われた方々への支援や、罪を犯した者への再犯防止・社会復帰支援に向けた取組も推進しています。

検察庁職員は、その職責を自覚し、公正誠実に、熱意を持って職務に取り組んでいます。



検事総長 林 眞琴



Contents

検察庁の役割	3
検察庁の組織	4
検察庁の機構	5
全国の検察庁で処理した事件	5
刑事事件の流れと検察庁職員の関わり	6
検察官・検察事務官によるトークセッション	11
検務部門	13
他機関での勤務	16
犯罪被害者支援	18
再犯防止等に関する取組	19
デジタルフォレンジック	20
国際捜査	21
ワークライフバランス	22
検察の理念	23
その他 Q&A	25
検察庁所在地一覧表	26

検察庁の役割

検察庁の役割は、適正な捜査手続を通じて、刑事事件の事案の真相を解明し、真に罰すべきものがあれば、これを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように公判活動（裁判）を進めていくことにあります。

検察庁では、検察官と検察事務官が、社会正義を実現し、市民生活や社会経済の基盤である法秩序を守っているという誇りを持って職務に取り組んでいます。

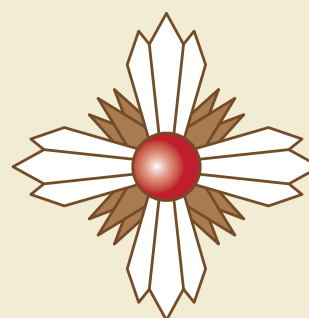
検察官とは

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判（裁判）に立ち会い、被告人（起訴された者）が罪を犯したことなどを証明します。その後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。有罪の裁判の確定後は、その刑の執行を指揮します。

その他、公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

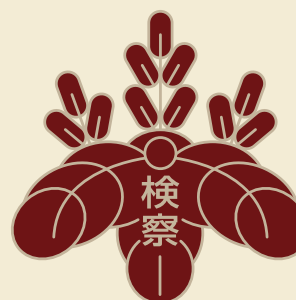
検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事に区分されています。



(検察官記章)

検察事務官とは

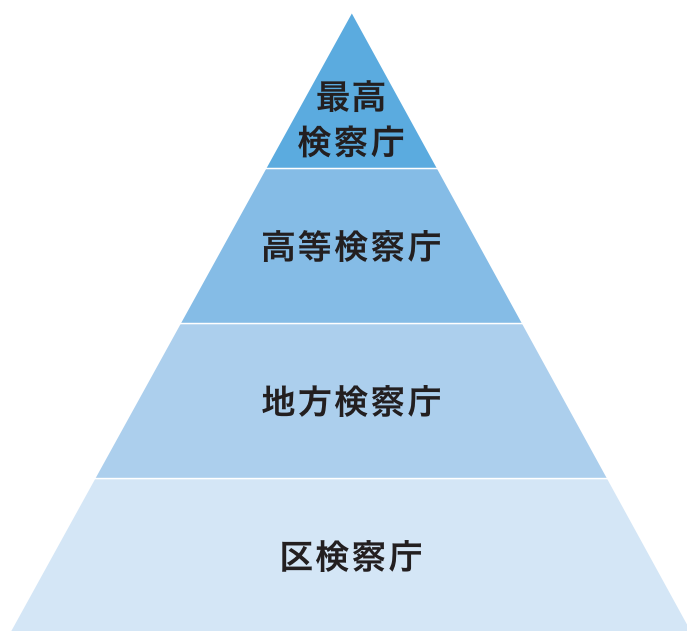
検察事務官は、検察官を補佐し、又はその指揮を受けて捜査・公判活動に携わります。捜査官として犯罪の捜査や逮捕状による逮捕などを行う捜査公判部門、罰金の徴収などの事務を行う検務部門、総務・会計などの事務を扱う事務局部門などに配置されています。



(検察事務官記章)

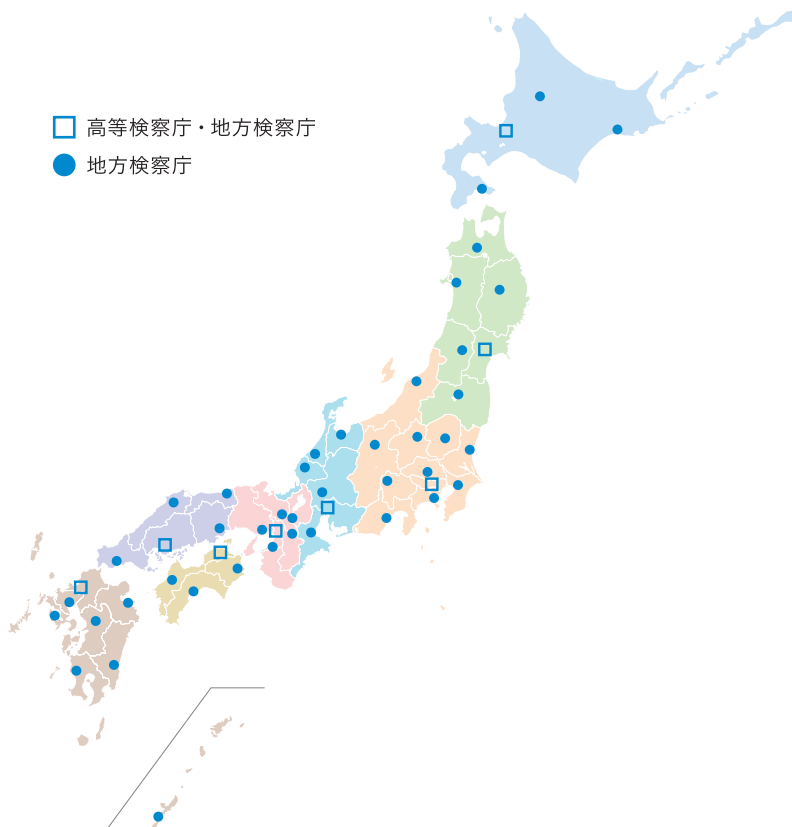
検察庁の組織

検察庁には、最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の4種類があり、裁判所に対応して置かれています。



□ 高等検察庁・地方検察庁

● 地方検察庁



最高検察庁 1庁

最高裁判所に対応する検察庁で、東京にあります。高等裁判所が行った刑事事件の裁判で、上告された事件などを取り扱います。

高等検察庁 8庁(支部6庁)

高等裁判所に対応する検察庁で、東京・大阪・名古屋・広島・福岡・仙台・札幌・高松の8か所にあります。その他、高等裁判所の支部に対応する高等検察庁支部が合計6か所にあり、地方裁判所・家庭裁判所・簡易裁判所が行った刑事事件の裁判で、控訴された事件などを取り扱います。

地方検察庁 50庁(支部203庁)

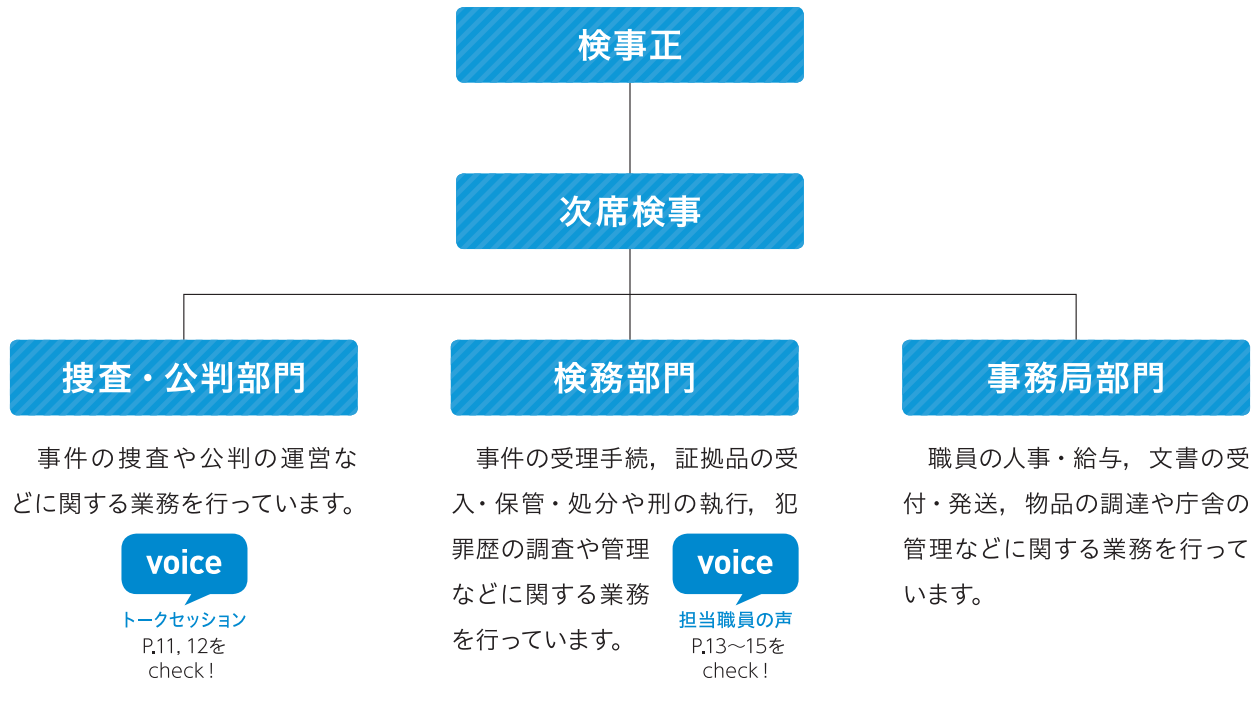
地方裁判所・家庭裁判所に対応する検察庁で、各都道府県庁所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50か所にあります。その他、各地方裁判所の支部に対応する地方検察庁支部が合計203か所あり、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件などを取り扱います。

区検察庁 438庁

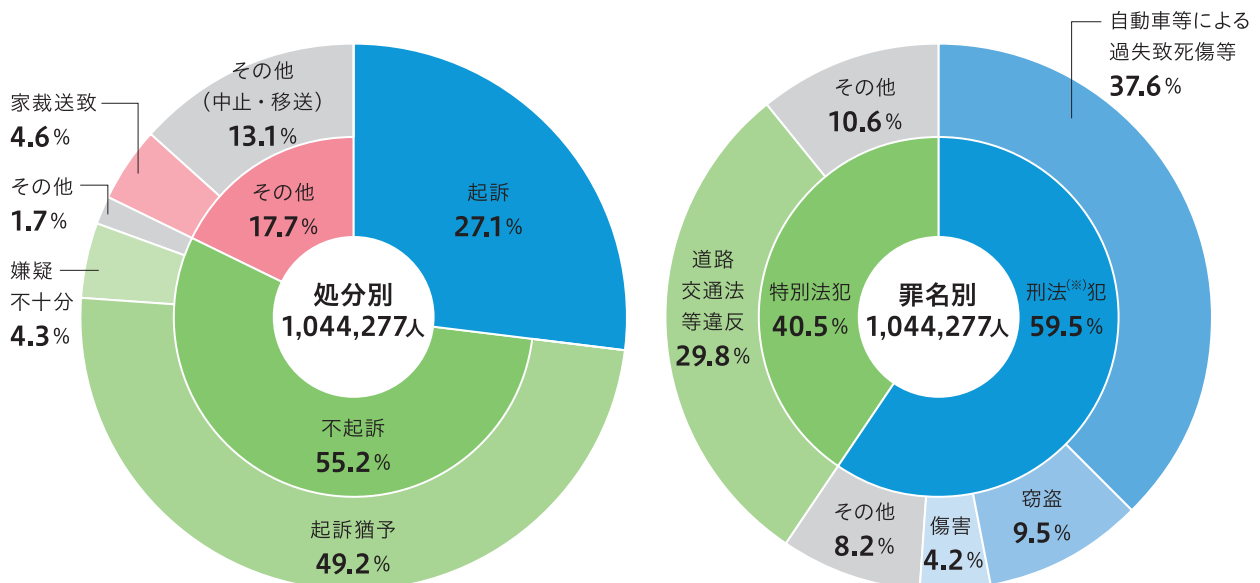
簡易裁判所に対応する検察庁で、全国438か所にあり、簡易裁判所が管轄する刑事事件を取り扱います。

検察庁の機構

各検察庁の職場は、主に、大きく、捜査・公判部門、検務部門及び事務局部門に分けられます。



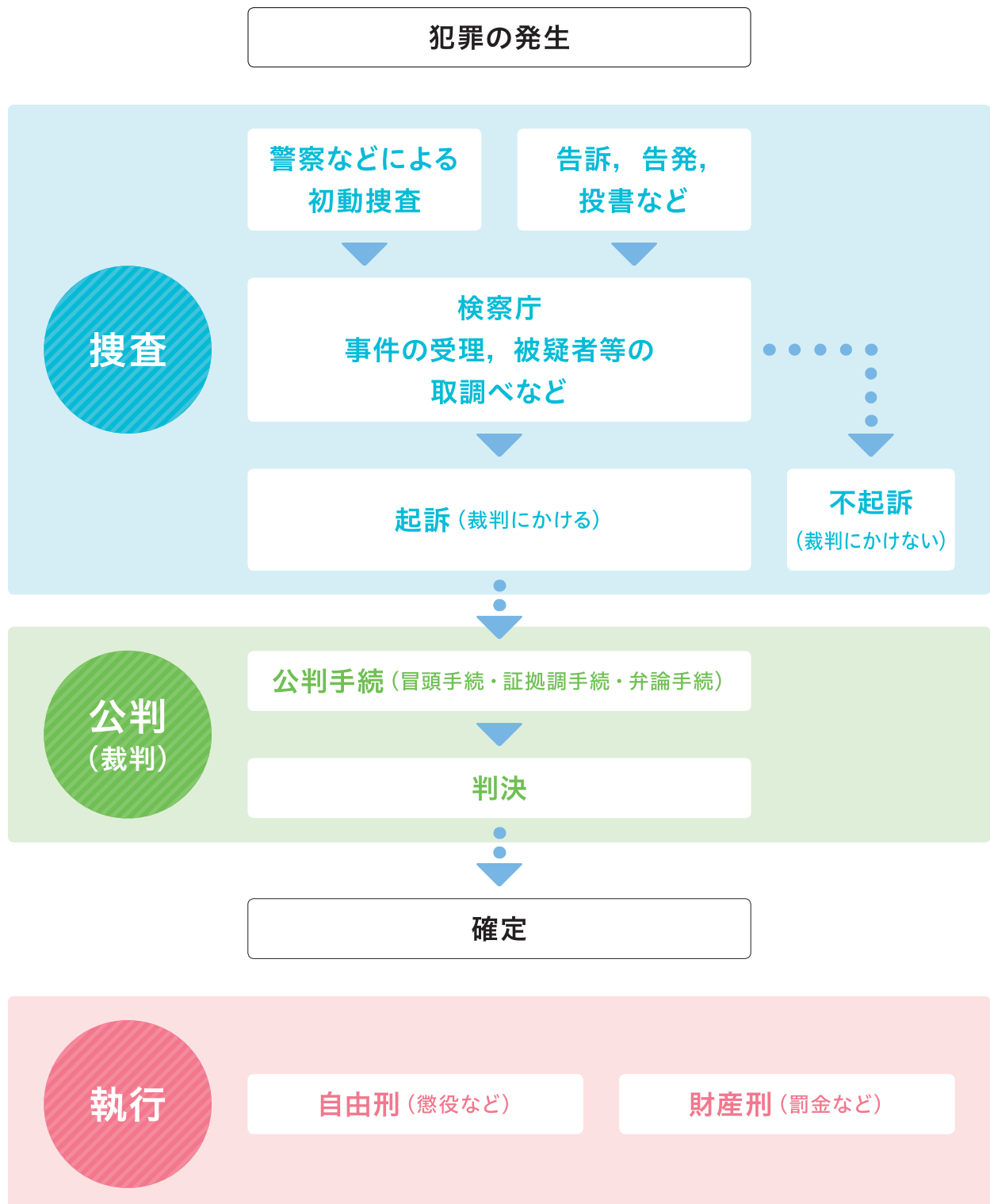
全国の検察庁で処理した事件 (令和元年)



※自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律を含む

刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

刑事事件は、大きく、捜査、公判（裁判）及び執行の3つの段階に分かれており、その大まかな流れは以下の図のとおりです。検察官・検察事務官は、それぞれの段階で活躍しています。



捜査

捜査とは、捜査機関が、犯罪があると考えたときに、真相解明や起訴・不起訴の判断のため、犯人を検挙したり、証拠を発見、収集、保全する手続きのことをいいます。

犯罪が発生したとき、どのように捜査が行われていくのか見てみましょう。

1. 犯罪の発生



2. 被害の届出，警察による捜査

犯罪が発生すると、通常、警察が捜査を行い、犯人（被疑者といいます。）を検挙します（Q1）。

犯罪の種類によっては、警察以外の捜査機関が捜査することもあります。



3. 検察庁への事件の送致

警察等が事件を捜査した場合には、書類と証拠物を検察庁に送ることになっています。検察庁では、捜査手続が法律に従っているかどうかの確認を行います。

通常、検察官は、事件が検察庁に送られた後、捜査を開始します（Q2）。

voice

担当職員の声
P.13をチェック!





4. 被疑者の取調べ、参考人の事情聴取 捜索・差押えなどの捜査

検察官は、自ら被疑者・参考人（被害者や目撃者等）の取調べを行い、警察を指揮して、証拠が不十分な点について補充捜査を行います。



5. 事件処理

検察官は、捜査して得られた証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を起訴する（裁判にかけ）か不起訴にする（裁判にかけない）かを決めます。

memo

一定要件の下、裁判所が検察官の提出した資料を調査して刑を決める略式手続があります。

捜査に関するQ&A

Q1

検察と警察の役割はどのような違いがありますか。

A

犯罪を捜査する権限があることは検察（官）と警察（官）も同じですが、「5. 事件処理」にあるように、被疑者を起訴するか不起訴にするかを定める権限を有しているのは検察官だけです。そのため、警察が捜査した事件は、「3. 検察庁への事件の送致」のとおり、検察庁に送られることになります。

Q2

検察官が捜査を行うのは、事件が送られてきたときだけですか。

A

検察官はどのような犯罪でも捜査することができます。必要があれば、自ら検挙摘発して捜査することがあります。このような捜査を独自捜査と呼び、検察庁の重要な仕事の一つです。

Q3

一度警察で事情を聞かれて調書を作成したのに、また、検察庁に呼ばれて事情を聞かれたり、調書を作成したりすることもあるのですか。

A

検察官は、起訴・不起訴を決定するため、必要な場合には、改めて被害者の方等から事情を聞くこともあります。

Q4

どのような場合に起訴をするのですか。

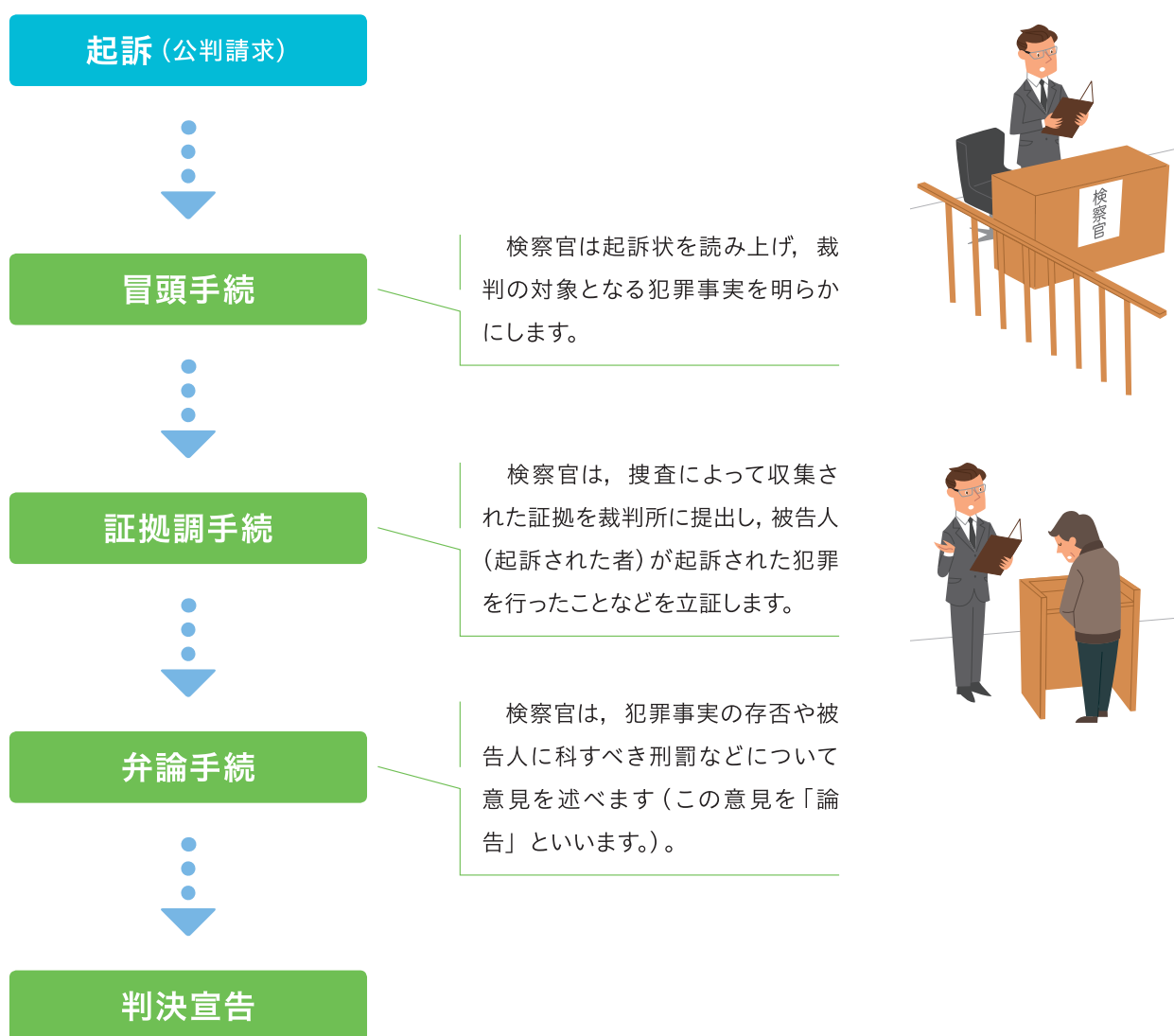
A

被疑者が犯罪を犯したことが証拠から明らかであり、処罰の必要性があると判断した場合に、裁判所に起訴状を提出して起訴します。

公判

検察官は、裁判所に起訴（公判請求）した事件の裁判に立ち会います。刑事裁判は、冒頭手続、証拠調手続、弁論手続の順に進んでいきます。

それぞれの手続において、検察官が果たす役割を見てみましょう。



裁判員制度について

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。国民の皆さんが裁判官と共に刑事裁判に参加することにより、司法に対する国民の皆さんの理解の増進や信頼の向上につながることを期待されています。

執行

裁判で言い渡された判決が確定すると、検察官が刑の執行を指揮します。

判決の確定



検察官の執行指揮



懲役・禁錮・拘留



罰金・科料など



実刑（刑事施設）



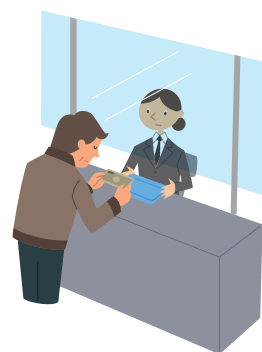
徴収

自由刑（懲役・禁錮又は拘留）に係る裁判が確定すると検察官が裁判の執行を指揮し、執行事務を担当する検察事務官が手続を行います。

執行事務を担当する検察事務官は、この刑事裁判の締めくりである刑の執行という重要な仕事に携わっています。

財産刑である罰金・科料等（これらを徴収金といいます）に係る裁判が確定すると、検察官の指揮・命令により、徴収事務を担当する検察事務官が手続を行います。

voice
担当職員の声
P.14をチェック!



その他

収容手続等

検察庁では、逃亡している被告人や実刑確定者等の収容を行っているほか、罰金等を納付しない者に対しても、刑務所等において労役場留置の手続を行い、適切な刑の執行を行っています。



犯歴・記録

検察庁では、有罪の裁判を受けた人の犯罪歴の調査・管理を行う「犯歴事務」や、裁判が確定した記録等を保管・管理するとともに、記録の閲覧申請がされた場合の閲覧手続等を行う「記録事務」を行っています。



voice
担当職員の声
P.15をチェック!

検察官・検察事務官によるトークセッション

参加者 東京地方検察庁刑事部検事(A検事), 同公判部検事(B検事), 同刑事部検察事務官(C事務官), 同公判部検察事務官(D事務官)

捜査・公判部門で活躍する検察官・検察事務官から仕事のやりがいなどについて、話を聞きました。

検察官、検察事務官の仕事のやりがいについて教えてください。

A 検事: 検察官の仕事は、何らかの利益に左右されることがなく、真相解明に全力を注ぐことができる、とてもやりがいに溢れたものです。具体的には、被疑者や被害者等の事件関係者から直接話を聴き、さらに、必要な捜査事項を自分で考え、そして、警察と協力して捜査をすることで、事案の真相に迫ることができる点、その上で、どのような処分が適切かを自分で考えて判断することができる点で、大きな責任を感じるとともに、やりがいを強く感じます。

B 検事: 公判における立証活動の中で特に重要なのは証人尋問ですが、公判準備のために被害者等と直接会って話をすることで、被害者等が真に言わんとしていることを適切に証言してもらうように努め、また、医師や科学者等の専門家証人の尋問の場合には、分かりやすい証言を引き出すために未知の分野の勉強をしながら質問を練るなどしています。尋問が無事に終わり、適正な判決を得られたときには、安堵するとともに、達成感や充実感が得られ、検察官としてやりがいを感じます。

D 事務官: 公判部の立会事務官は、検察官とペアになって、公判に向けた準備をします。事件記録の整理や書類作成、警察等の関係機関との連絡・調整といった様々な業務がありますが、その中でも、被害者や御遺族の方の対応をする

ことがあります。被害者の方や御遺族の悲しみや怒りを完全に消し去ることはできないのかもしれませんが、お気持ちに寄り添い、不安な気持ちを少しでも和らげることができたときや、被害者の方や御遺族から感謝の言葉をいただいたときには、とてもやりがいを感じます。



B 検事

仕事をする上で心がけている(気をつけている)ことは何ですか？

A 検事: 検察官には、自分自身が経験していない、過去に起きた出来事について、証拠に基づいて事実を認定し、真相を解明することが求められます。検察官の判断は、被疑者や被害者のみならず、多くの事件関係者の人生を左右しかねないものであり、その重みを自覚しながら職務に当たる必要があると思っています。そのため、様々な可能性を排除することなく、広い視野を持って事件に臨み、適正な手続に従って、十分な証拠を収集、検討することを心がけています。

B 検事: 捜査段階で集められた証拠のみによって立証を試みるのではなく、権限を与えられた検察官であることを常に自覚し、疑問点があれば積極的に動くこと、経験のない分野や事件については文献等の資料で勉強していく努力を惜しまないことを心がけています。また、事件関係者には、それぞれ複雑な心情があると思うので、できる限り配慮し、被告人に対しても決して失礼な態度は取らず、礼節をもって接するように気をつけています。

C 事務官: 仕事をする上で根拠となる法律、条文を確認することです。私たちの仕事は法律で規定されているので、日々の業務においては、その根拠となる条文を確認することを徹底しています。各種手続に不備が生じないように、必要な法令や規定などを習得することを心がけています。

検察官と検察事務官の関係(特に検察官と立会事務官の関係)について教えてください。

A 検事: 検察官と立会事務官とは、どんな事件も二人三脚で捜査に当たる、正に「パートナー」といえる関係です。



A 検事

そして、立会事務官は、検察官とは違う視点で証拠などを見ていることがあり、事件について話をしたり、一緒に事件現場に赴いた際の立会事務官の一言で、新しい観点到に気付かされ、改めて証拠を見返すことによって新しい事実が判明することもあります。また、苦境に立ったときには一番の理解者であって、検察官にとって、立会事務官はなくてはならない、強い味方だと感じています。

C 事務官: 検察官と検察事務官は二人三脚で事件捜査に当たっています。立会事務官は、スケジュール管理や捜査に必要な書類を関係機関に照会して取り寄せるなど検察官が行う捜査を周りからサポートしています。また、警察等捜査機関と連携して捜査を進めていく上で事件の概要を把握しておく必要があり、立会事務官も事件を考察し、捜査のアイデアを検察官に提案したりするなどして主体的に捜査に参加します。このように検察官と立会事務官は、刑事事件の真相解明に向けてペアで事件に取り組んでいます。

D 事務官: 公判は、検察官が立ち会うため、当初は検察官と事務官の業務は全く別のものなのでは?という印象でした。しかし、検察官は、事件に関する些細なことでも話をしてくれ、事務官としての意見を求めてくれます。また、「立会事務官がいて初めて検察官は仕事ができるんだよ」とも言ってくださり、共に公判に向けて準備をしているという実感を持つことができました。まだまだ未熟ですが、検察官の信頼を得て、検察官をしっかり支えられる立会事務官になりたいです。

犯罪被害者の方とどのように向き合っていますか?

A 検事: 被害者の方は、事件による直接的な被害に加え、心にも大きな傷を抱えていることが多く、事情聴取を実施する際には、そのことを常に意識し、被害者の方が抱く不安や疑問、要望等を丁寧に聴き取り、できる限り、その心情に配慮しながら進めるようにしています。事件当時のことを思い出すという意味で、事情聴取自体のご負担は決して小さくないと思いますが、事情聴取の必要性や今後の手続の流れなどを分かりやすく説明し、理解を得ながら進めるように努めています。

B 検事: 検察官としてできることには限界もありますが、できる限り被害者の方に寄り添うようにしています。公判部の仕事でいえば、特に証人尋問は、被害者の方にとって大きな負担となるので、被害者の方との間で信頼・安心してもらえる関係を築くことによって、心理的な負担を少しでも軽減することに努めています。

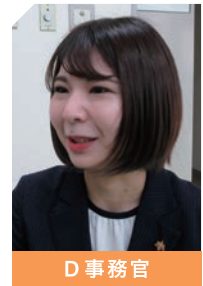


C 事務官

C 事務官: 犯罪被害者の方は身体的な傷害を負った方、精神的な苦痛を受けた方、財産的な被害に遭われた方など境遇は様々であり、検察庁に馴染みのない方がほとんどだと思います。ですので、事件の進捗状況や、事件を捜査した結果、被疑

者をどのような処分にしたか、また、起訴して裁判になった場合に裁判でどのような流れになっていくのかをイメージしてもらえるように、捜査及び公判の手続を分かりやすくお伝えするようにしています。

D 事務官: 犯罪被害者の方に連絡を取る際や、公判への出廷や傍聴に付き添う際には、相手方の気持ちを少しでも酌み取り、思いやりの心を忘れないように努めています。また、検察官に対応を頼り切るのではなく、事件の内容を正確に理解した上で被害者の方と接し、心配や不安な気持ちを少しでも和らげるためには何ができるのかを常に考え、実践し続けたいと思っています。



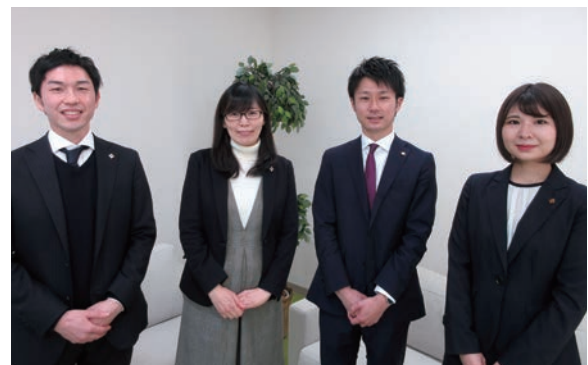
D 事務官

ワークライフバランスについて、緊張感のある仕事の中で、どのように息抜きやリフレッシュをしていますか?

B 検事: 平日の朝は、子供を保育園へ送り届けてから出勤しており、ドタバタしますが、朝から子供との時間を持つことで心にゆとりが生まれます。また、通勤時間中は本を読み、登庁したらコーヒーを飲んでから仕事に取りかかるというサイクルを保つことで気持ちを落ち着かせることができます。忙しく、帰宅しても子供の寝顔しか見れないときもありますが、その分、休みの日に子供と遊ぶ楽しさが倍増し、リフレッシュすることができます。

C 事務官: 近所に銭湯があるので、週末はそこでゆっくりしたり、友人たちとスポーツをしたり、自宅でゲームをしたりして過ごし、夏季休暇や年末年始などの連休は実家に帰省して久々に家族と会って、仕事のことを考えない時間を過ごしてリフレッシュしています。プライベートの計画を立てることは、仕事をする上で活力にもなります。

D 事務官: 休日に家族や友人と買い物に行ったり、ごはんを食べに行ったりしてリフレッシュをしています。特に最近はいろいろな国の料理を食べることにハマっていて、外国の料理のお店探しをよくしています。私は、海外旅行が好きなのですが、頻繁には行くことはできないので、外国の料理を食べに行くことで、海外旅行気分を味わっています。休日にしっかり息抜きをすることで、また来週も頑張ろう!という気持ちになります。



検務部門

検務部門では、検察事務官が刑事事件の受理、懲役刑などの執行手続や罰金などの徴収手続をしています。

事件・令状

事件・令状事務 徳島地方検察庁

事件事務は、事件の受理手続及び処理手続を行う事務です。

受理手続では、警察等の捜査機関から送られてきた事件について、事件記録を点検し、法律上定められた手続が適正になされているかを確認して、事件を受理しています。

処理手続では、検察官の捜査が終了した事件について、検察官が作成した起訴状等の記載内容を確認して、裁判所に提出するなどしています。

令状事務では、裁判所に対して、勾留状等の令状を請求するほか、その執行等に関する事務を行っています。

事件・令状事務は、多くの実務経験が必要となる上、一つ手続を間違えれば、被疑者等の権利を侵害することにもつながりかねないことから、一つ一つ丁寧に着実に処理することを心掛けています。

また、困難な事案に直面しても、同僚に相談したり、上

司から指導を受けるなどし、事件・令状担当の職員が一つのチームとして協力し合いながら解決策を見いだし、適正に処理できるようにしています。



事件・令状事務は、様々な実務経験を積むことにより、幅広い知識や教養が身に付いていると実感することができ、日々やりがいを感じつつ、常に自分の仕事に誇りを持って業務に取り組んでいます。

証拠品

証拠品事務 熊本地方検察庁

私達が携わっている証拠品担当の事務は、警察等が押収した証拠品について、受入れ、保管及び処分を行うことです。証拠品は刑事裁判における重要な証明資料となる上、必要がなくなれば基本的に還付しなければならないため、証拠品担当としては、滅失や変質等がないよう証拠価値と財産的価値の保全に努めています。例えば、現金や違法薬物等は特に厳重に保管していますし、携帯電話機などの通信機



器はデータが消失しないように定期的に充電を行っています。また、殺人罪等の公訴時効が撤廃されたことから、未検挙事件についてはDNA型鑑定に必要な検体を長期間にわたって超低温証拠品庫で保管しています。

近年は、違法な薬物が証拠品として送致されることが多くなっており、事前に検査した鑑定書と見比べて成分に誤りがないかなどを慎重に確認して受け入れています。

また、証拠品を処分するに当たり、検察庁内で処分困難なものは、専門業者へ証拠品を持ち込み、私達が立ち会って処分しています。

このように証拠品担当には、日々多様な証拠品の受入れがあり、また、個々の事情によりその処分内容が異なるため多くの実務経験と知識が求められ、送致してきた警察や上司・同僚と相談して適正に業務を進める必要があり、とてもやりがいのある仕事です。

執行

執行事務 山口地方検察庁

執行事務は、裁判所で言い渡された判決内容の確認から始まって、その刑の執行指揮及び執行終了までの通知事務を取り扱います。

その事務において、特に懲役・禁錮刑等の実刑判決を受けた者については、犯罪を犯した代償とはいえ、その者の自由を長期間にわたって奪うわけですから、絶対に間違いは許されない上、法治国家として確実な刑の執行を行わなければなりません。

ですから、執行担当としては、執行される者の人権を侵害しないよう十分注意しつつも、逃亡などによって刑の執行ができず、一般市民に対して多大な影響を与えるような事態を防ぐよう細心の注意を払って事務を行っています。

また、執行担当では、犯罪被害者の方などに希望があれば、加害者の刑事施設等での処遇状況やその釈放等の情報を通知する事務も行っており、それらの事務は犯罪被害

者の方などの再被害防止等の一助となっています。

以上のように、執行事務は人権に大きく関わる事務であり、時に困難な事案も発生しますが、上級検察庁及び上司・同僚の指示、助言を得つつ、責任感を持って着実に事務を行うよう努めています。



徴収

徴収事務 盛岡地方検察庁水沢支部

徴収担当は、罰金や料料といった財産刑等に関する裁判の把握から、納付告知、督促、収納などの事務を行っており、主に電話や面談で納付義務者の対応をします。

連絡が取れない未納者の場合は、自宅や職場等に赴いて本人や家族、職場の方と話をすることもあります。

また、未納者の資産調査を行った上、資産を差し押さえ

る強制執行や、未納者を労役場に留置することにより罰金等の裁判を執行することもあります。

納付義務者が罰金などを納付できない事情は様々で、納付に窮している状況を切々と語られることもあり、話を聞けば聞くほど感情移入してしまいそうになりますが、刑罰の厳格な執行のため、また、納付義務者本人のためにも、事務手続を適正かつ迅速に遂行するよう心掛けています。

納付義務者の対応に悩むこともありますが、経験豊富な上司や先輩に報告・相談をして指導や助言を受け、助けられながら業務に当たっています。

徴収事務は、納付義務者に対する対応やささいな言葉がきっかけで納付の成否が分かれることもありますので、常に緊張感を持ちながら接する必要がありますが、納付が難しいと思われる事案が納付に至った際などには達成感を得ることができるやりがいのある業務です。



犯 歴

犯歴事務 金沢地方検察庁

犯歴とは、有罪の確定裁判を受けた事実（前科）などのことで、個人のプライバシーの最たるものです。

私は、そのような犯歴を適正に把握・管理し、他の検察



庁や警察などからの照会に対して前科の有無について調査・回答などを行う犯歴事務を担当しています。

私が扱っている犯歴は、検察官の起訴・不起訴の判断や裁判における証拠にもなる重要な資料となり、また、罪名によっては、選挙権を一定期間停止させたり、特定の資格の欠格事由の有無を証明したりする資料にもなります。

そのため、その管理や調査に間違いがあってはならず、ひとたび間違いが起きれば、個人の人権を侵害し、検察庁の信用が失墜することにもなりかねませんので、常に責任感と緊張感を持って事務に取り組まなければなりません。

大変ではありますが、この重要な仕事を任せられ、信頼する上司や先輩から指導を受けながら、犯歴事務の業務を適切に処理できていることにやりがいや達成感を感じており、充実した毎日を過ごしています。

記 録

記録事務 札幌地方検察庁

私は、現在、記録事務を担当しています。記録の閲覧請求があったときは、閲覧の必要性や閲覧の許可により事件関係人などの名誉又は生活の平穏などを害するおそれがないかどうかを十分に検討することになります。その結果、一定の閲覧制限を加える場合もあるので、個々の閲覧請求事案ごとに、関係法令を確認することはもちろん、記録を十分精査するなどして細心の注意を払う必要があります。

また、被害者の方と接する機会も多い部署ですので、被害者の心情等に配慮した適切な対応を行うよう常に心掛けています。

記録事務の中には判断の難しい事案もありますが、一人で悩むのではなく、周囲と相談し合うなどして、明るく風通しの良い雰囲気の中で執務しています。

私は現在育児のために時間的制約のある身ですが、周り

の方に助けていただきながら、十分な職務経験を積むことができています。仕事と育児の両立をサポートする制度も整っており、充実したやりがいのある日々を過ごしています。



他機関での勤務

検事や検察事務官は、検察庁のほか、様々な組織での活躍の場が与えられています。

外務省

在韓国日本大使館 一等書記官（検事）



当館の法務アタッシェの重要な業務の1つに、日韓関係に関わる法律問題の分析があります。これは、日本と韓国との間に生じた問題に関して、法律家の視点から、法的問題点を抽出し、その解決に向けた情報収集・法的分析を行うものです。分析すべき点は、刑事法のみならず民法を含めた多岐にわたりますが、検事として培った法的思考力が要求される非常にやりがいのある仕事の1つです。また、韓国の捜査・訴追機関との間で、捜査共助や逃亡犯罪人の引渡しのための調整をすることも重要な業務です。その他にも、韓国の弁護士会や大学等からの依頼に基づき、日本の刑事司法に関する講義を行うなど、大使館での業務は多岐にわたります。慣れない海外生活での苦労もありますが、多角的な見地から様々な物事を見つめ直す機会である上、韓国の法曹関係者らとの交流を通じてかけがえのない経験を積ませてもらっており、毎日がとても充実しています。

在ロサンゼルス日本国総領事館 副領事（検察事務官）

私は、在ロサンゼルス日本国総領事館において、主に「邦人援護」という業務に携わっています。邦人援護業務とは、海外に在住、滞在する日本国民が事件や事故などに巻き込まれた場合に、必要な助言や援助を提供し側面的に支援するというものです。具体的には、海外で逮捕・拘禁された邦人との面会、刑事事件の被害に遭った邦人へのアドバイス、海外で事件事故に遭われて亡くなった邦人の遺族対応や、海外渡航中に急病・困窮となった邦人への対応などが挙げられ、内容は多岐にわたります。ロサンゼルスは在留邦人や邦人旅行者が多いため、対応が必要となる事案が多く、土日や深夜に緊急対応しなければならないときもあり、大変な仕事ではありますが、これまでの検察事務官としての職務経験をいかすことができ、また、検察庁とは違ったやりがいや達成感を感じられる仕事でもあります。海外での生活は新しい発見・出会いの連続であり、公私ともに非常に貴重な体験・勉強をしている毎日です。



公正取引委員会

事務総局審査局付 特別専門官（検事）

公正取引委員会は、不当な取引制限等を規制して公正かつ自由な市場競争を実現する役割を担っており、私は、主に事務総局審査局付としてカルテル等の行政審査に携わり、検察官として培ってきた知見に基づいて事実認定等につき



指導、助言を行っています。

職員の方々は独占禁止法に対する造詣が深く、専門的な知識・経験が豊富で、それぞれの「持ち味」をいかして共に切磋琢磨しながら、その役割を全うすべく尽力した経験は、検察官としての視野を広げ、より多角的な視点で公平適切な事件処理を行うための貴重な財産になるものと、やりがいを感じています。

事務総局審査局犯則審査部第二特別審査 内閣府事務官（検察事務官）

私の所属する犯則審査部では、検事総長への刑事告発を目指し、犯則事件に関する内偵調査や令状請求、臨検捜索差押えなどの業務を行っています。

検察庁での経験をいかしつつ、職員の方々から様々なことを吸収できる環境は、とても充実しています。

東京国税局

査察部統括 国税査察官付国税査察官（検察事務官）

査察調査は、大口・悪質な脱税に対し刑事責任を追究し、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に貢献することを目的としています。査察部は、内偵調査等により脱税の疑いがある者の情報を収集する情報部門と、裁判官が発付する許可状に基づく強制調査等により証拠を収集するほか、関係者に対し質問調査等を行う実施部門により組織され、脱税者を検察官に告発し刑事訴追を求めため日々努めています。

私は、実施部門に所属し、収集した証拠の分析・検討、関係者への質問調査等の業務を行っていますが、業務を行うに当たり税に関する専門的な知識が必要な上、調査の手法には決まったやり方があるわけではなく、事案を解明するため試行錯誤を重ねる日々ですが、周囲の方々から多く

のことを学び、また、自分がこれまでに培ってきた経験をいかながら事案を解明していくことにやりがいや達成感を感じながら職務に当たっています。



その他出向先



預金保険機構、司法研修所、内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、外務省、財務省、国税庁、防衛省、文部科学省など

犯罪被害者支援

捜査や裁判を行うためには、被害者の方に、検察庁で事情聴取に応じていただいたり、裁判で証人として証言していただいたりするなどの協力を得ることが必要となります。被害者の方の協力によって、事件の真相が明らかとなり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能となります。

その一方で、犯罪によって様々な困難に直面した被害者の方には、適切なサポートが必要な場合が少なくありません。刑事手続においては、様々な場面で犯罪被害者保護・支援のための制度が用意されています。

検察庁では、被害者の方からの相談に応じ、各種制度についての説明を行ったり、事件の処分結果をお知らせするなど、被害者の方の保護・支援に努めています。

検察庁で行っている制度や取組の例を紹介します。

被害者等通知制度

被害者やその親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

犯罪被害者の方々へ（パンフレット）

このパンフレットは、検察庁における被害者保護・支援について分かりやすく解説しているもので、被害者の方にお渡ししています。

ホームページからもご覧いただけますので、ご活用下さい。

(http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11.html)



被害者支援員制度

全国の地方検察庁には、被害者の方などに、よりきめ細やかな配慮を行うため、犯罪被害者の支援に携わる「被害者支援員」が配置されています。

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けを行っています。

また、被害者の方々の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介する支援も行っており、例えば、心のケアを必要としている犯罪被害者の方には、心理カウンセラーなどの専門家による支援を行っている機関を紹介するなど、被害者の方々が適切な支援を受けることができるよう、関係機関との連携を図っています。

被害者支援員からのメッセージ

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方々への刑事手続に関する支援を主な目的として、全国の地方検察庁に配置され、「被害者ホットライン」を通じて電話等による相談を受けたり、裁判が行われるときには、裁判所の法廷まで付き添うなどの支援を行っています。

犯罪の被害に遭われた方やその御家族は、突然の出来事に戸惑い、悲しみを抱き、大変不安なお気持ちになっておられると思います。

事件を担当する検察官や検察事務官は、加害者に対して、本人が犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すため、犯罪の被害に遭われた方やその御家族からも事情をお伺いするなどの捜査協力をお願いすることがあります。そのような、なじみがなく、不安に思われる刑事手続に



広島地方検察庁
被害者支援員（左）
検察事務官（右）

ついて、被害者支援員は、捜査段階から、検察官や検察事務官と連携して、不安や負担が少しでも軽減できるよう努めています。

また、刑事手続に関する支援のほかにも、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている警察、法テラス等の関係機関とも強く連携し、犯罪被害者等の方々への支援が円滑に行われるよう取り組んでいます。

再犯防止等に関する取組

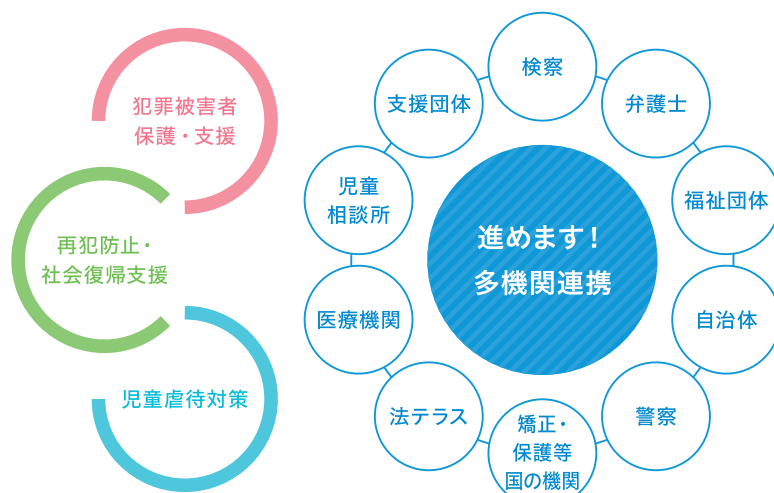
平成 28 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行され、翌 29 年 12 月 15 日に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

検察庁では、犯罪の防止や、罪を犯した者の更生といった観点も踏まえながら、捜査・公判活動を行っています。最近では、高齢化や児童虐待事案の増加といった社会情勢や検察庁を取り巻く環境の変化に伴い、保護観察所などに加え、福祉機関や児童相談所などの関係機関と協力して、被疑者・被告人の再犯を防ぎ、社会への復帰を支援するための様々な取組を行っています。

最高検察庁刑事政策推進室の役割

最高検察庁刑事政策推進室では、犯罪被害者の保護・支援や児童虐待事案への対応のほか、罪を犯した者の再犯防止や社会復帰支援など刑事政策に関する諸課題について、全国各地での取組を集積するなどし、全国各地への情報提供を行っています。

また、検察官や検察事務官を対象とする各種研修において、刑事政策に関する講義を実施するなど、再犯防止・社会復帰支援等について、検察職員全体の能力向上に努めています。



長崎地方検察庁刑事政策推進班からのメッセージ

長崎地方検察庁刑事政策推進班は、検事・副検事・検察事務官により構成されています。

罪を犯した者に対して、その犯した罪に見合った刑罰を科すことは、本人の反省を促す上でも大切なことですが、



一方で、捜査を行った結果、起訴されずに、あるいは執行猶予付き判決を受けて釈放された者について、円滑な社会復帰を支援し、再犯を防止するというのも、新たな犯罪被害を防ぐという意味で、とても重要なことです。

私たちは、保護観察所を始め、釈放された者や受刑を終えた者の社会への定着を支援する長崎県地域生活定着支援センター、地方公共団体の社会福祉事務所、福祉施設といった多くの機関と連携し、対象者の釈放後の生活まで見据え、例えば、釈放後の一時的な生活場所の確保、生活保護費の受給、障害者手帳の交付、福祉施設への入居といった、様々な支援がスムーズに行われるために日々努力し、再犯防止業務に積極的に取り組んでいます。

デジタルフォレンジック

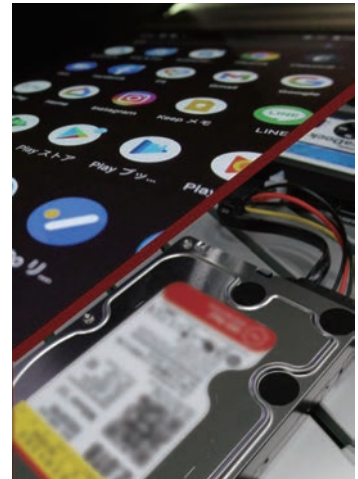
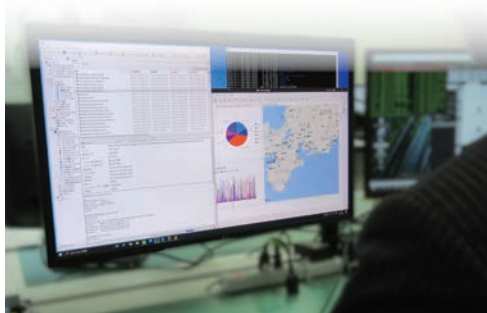
現代社会における科学・技術の発展は、デジタル機器の急速な普及という影響をもたらしました。あらゆる活動にパソコン、スマートフォン等デジタル機器が使用されており、これらが犯罪に利用されることも珍しくありません。

デジタルフォレンジック (DF) とは、押収したデジタル機器内に保存されているデジタルデータを適正な手続により、全く同じ状態で抽出し (保全)、その抽出したデータの中から犯罪立証のための客観的証拠を見つける (解析) ための手法、技術のことを指しています。検察庁では、DF を積極的に活用し、犯罪の真相解明に努めています。

最高検察庁 DF 推進班の役割

検察庁で行う捜査・公判における DF 業務は、更に重要な役割になるものと考えています。

最高検察庁刑事部及び東京・大阪 DF センターで構成する最高検察庁 DF 推進班は、DF 関連機器の計画的整備、各種研修による DF に関する知識・技術の向上、DF に関する最新技術等の情報提供をするなどして、全国の検察庁における DF の推進に取り組んでいます。



大阪 DF センターからのメッセージ

大阪 DF センターは、平成 31 年 4 月に発足しました。DF センターでは、検察官の依頼により、スマートフォンやパソコン等の電子機器からデータを抽出し、その内容を解析して、犯罪の証拠となる情報を探し出すことが主な業務です。

現代はパソコンで作成した文書や会社の経理情報など、ありとあらゆるものがデータ化されていますが、電子化されたそれらの情報を人間が読める形にすることは容易ではあ



りません。

そのため、時には捜索差押えの現場に臨場し、その場でデータを押収したり、企業のシステム担当者から直接話を聞いたりするなど、事案の真相を解明するための様々な捜査支援を行っています。

さらに、最高検察庁等と協力して、様々な DF 研修を職員に対して企画・開催しており、検察庁の中での DF の普及にも取り組んでいます。

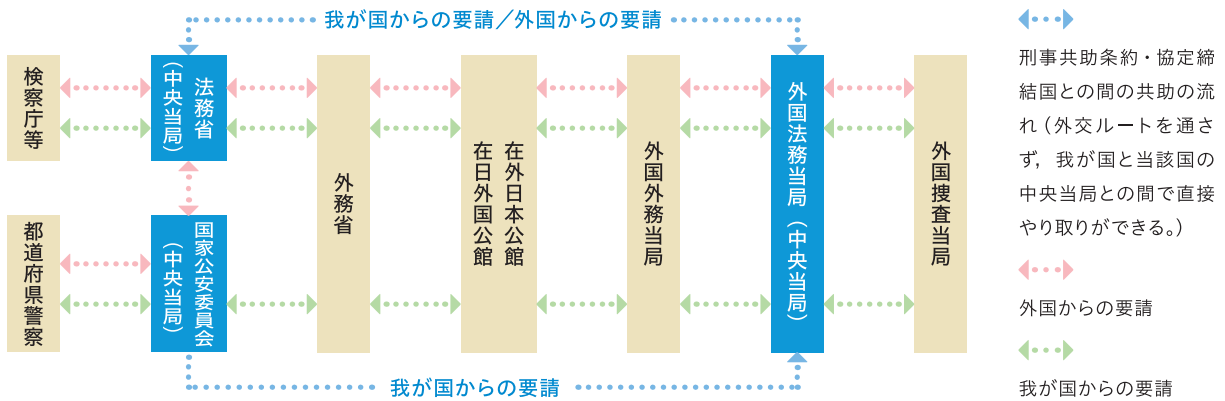
デジタル技術の進歩は早く、最新と呼ばれる技術もあっという間に古いものになってしまいます。DF センター職員それぞれが常に学ぶ姿勢を維持しつつ、関係機関とも協力して、時代の要請に即した捜査ができるよう、DF に関する情報の入手、活用方法の探求に努めています。

国際捜査

近時、政治・経済・文化等あらゆる分野で国際交流が活発になっています。その一方で、多国籍企業による脱税・贈収賄事件や麻薬密輸事件など国境を越えて敢行される犯罪が増加しています。そのため、犯人が国外に逃亡したり、重要な証人や証拠が国外に存在することなどから、刑事分野における国際間の協力が強く求められています。そこで、我が国は米国、韓国、中国、香港、EU及びロシアとの間でそれぞれ刑事共助条約又は協定を締結するなどしているほか、多数国間条約として「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」等を締結しており、諸外国との捜査関係協力の一層の強化に取り組んでいます。

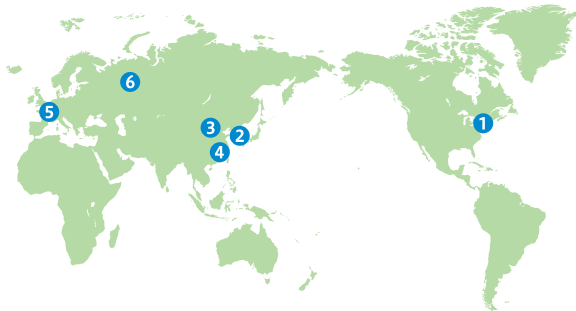
検察庁では、我が国の刑事事件の捜査・公判活動や刑の執行等に関して、外国に逃亡した犯罪人の引渡しや証拠の提供等を受けるため、あるいは外国からの協力要請に応じるため、検察官・検察事務官を海外へ派遣するなどしています。

捜査共助の手続

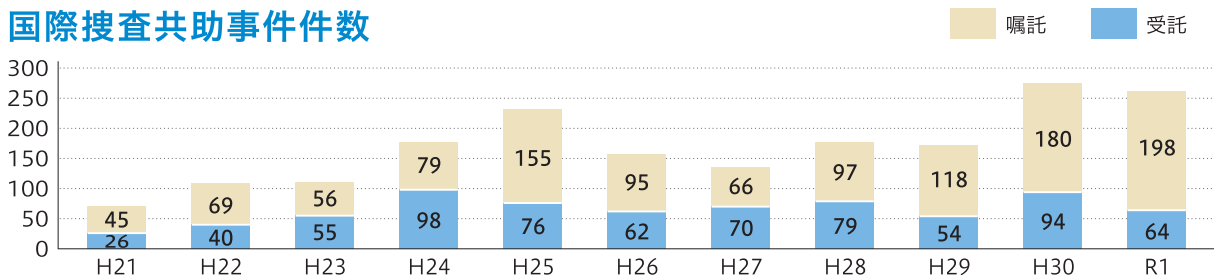


刑事共助条約・協定

- ① 日・米刑事共助条約 平成 18 年 7 月
- ② 日・韓刑事共助条約 平成 19 年 1 月
- ③ 日・中刑事共助条約 平成 20 年 11 月
- ④ 日・香港刑事共助協定 平成 21 年 9 月
- ⑤ 日・EU刑事共助協定 平成 23 年 1 月
- ⑥ 日・露刑事共助条約 平成 23 年 2 月



国際捜査共助事件件数



ワークライフバランス

検察庁では、働く時間の柔軟化（フレックスタイム制度や早出・遅出勤務制度の利用等）を始め、男女を問わず家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境を整備するなど、全職員のワークライフバランスを推進するための取組を行っています。

育児と仕事

大阪地方検察庁刑事部（検事）

長男を出産し、約1年5か月間育児休業を取得した後（検察庁に勤務する夫も生後2か月から約半年間育児休業を取得。）、大阪地検刑事部に復帰し、殺人、強盗、詐欺、窃盗、児童虐待など多種多様な事件を担当しています。

長男を保育園に迎えに行くため早出勤務をしており、時間的制約がある中、育児と仕事を両立できているのは、育児と家事を分担してくれる夫の存在だけでなく、家庭の事情を理解し、いつでも事件の相談や決裁等してくださる上司、事件処理について共に考え、悩み、支えてくれる立会事務官、所属部の同僚のお陰です。

今後も子育てとの両立を図り、立会事務官と協力して事件の真相を解明し、それぞれの被疑者にとって適切な処分が何かを見極めながら、執務に励みたいと思います。



山形地方検察庁（検察事務官）

私は、検務部門に所属し、警察等から送致される事件の受理手続等の業務を行っています。

私は、長女（第一子）の誕生に伴い、育休取得したい旨を上司や同僚に相談したところ、快く取得の後押しをしていただき、1か月余りの育児休業を取得しました。

育休中は、ミルクをあげたり、夜泣きをあやしたり、ベビー用品の買出しなどに追われ、毎日があっという間に過ぎました。人生の中でこの時期にしかない妻子との貴重な時間を過ごせたことで、育児の大変さや喜びを実感し、家族の絆が強くなったと感じています。

仕事復帰後も、上司や同僚のサポートもあり、早出遅出勤務の活用や育児に関わる休暇等を取得するなどして積極的に家事や育児に関わり、慌ただしくも充実した日々を過ごしています。



仕事と趣味

名古屋地方検察庁（検察事務官）

検察庁は、部活動が盛んであり、私は、名古屋高等・地方検察庁野球部のマネージャーとして、選手のサポートのほか、時には練習に参加してとても気持ちのいい汗を流しています。

野球部は、春と秋の官公庁大会や夏の検察庁親善野球大会で好成績を挙げるために活動しており、大会では、その成果を存分に発揮するとともに、プレーを通じて他の検察庁職員との親睦も深めています。

また、仕事では、刑事部の立会事務官として、事件の真相解明にやりがいを感じながら、日々、検察官と二人



三脚で様々な事件の捜査に臨んでいます。

このように、平日は、事件の捜査を通じて社会正義の実現の一翼を担い、休日は、趣味の野球を目一杯楽しみながら、仕事にも活用できるネットワークを築くなど、仕事と趣味のバランスのとれた大変充実した毎日を送ることができています。

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで事実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのどき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に応えていく。

- 1 国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務を自覚し、法令を遵守し、厳正公平、不偏不党を旨として、公正誠実に職務を行う。
- 2 基本的人権を尊重し、刑事手続の適正を確保するとともに、刑事手続における裁判官及び弁護人の担う役割を十分理解しつつ、自らの職責を果たす。
- 3 無実の者を罰し、あるいは、真犯人を逃して処罰を免れさせることにならないよう、知力を尽くして、事案の真相解明に取り組む。
- 4 被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う。
- 5 取調べにおいては、供述の任意性の確保その他必要な配慮をして、真実の供述が得られるよう努める。
- 6 犯罪被害者等の声に耳を傾け、その正当な権利利益を尊重する。
- 7 関係者の名誉を不当に害し、あるいは、捜査・公判の遂行に支障を及ぼすことのないよう、証拠・情報を適正に管理するとともに、秘密を厳格に保持する。
- 8 警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。
- 9 法律的な知識、技能の修得とその一層の向上に努めるとともに、多様な事象とその変化にも対応し得る幅広い知識や教養を身につけるよう研鑽を積む。
- 10 常に内省しつつ経験から学び行動するとともに、自由闊達な議論と相互支援を可能とする活力ある組織風土を構築する。

その他 Q & A

検察官・検察事務官の資格、採用について

Q 検察官になるための資格について教えてください。

A 検事になるための資格

- 1 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 2 裁判官（判事・判事補）
- 3 弁護士
- 4 3年以上特定の大学において法律学の教授又は准教授の職にあった者
- 5 3年以上副検事の職にあつて、検察官になるための特別の試験に合格した者

が、検事になるための資格を持ちます。

副検事になるための資格

検察事務官や法務事務官などの一定の公務員が副検事になるための特別の試験に合格すると副検事になることができます。

Q 検察事務官になるための資格について教えてください。

A 検察事務官になるためには、国家公務員採用一般職試験に合格する必要があります。

Q 検察官になるためには年齢とか学歴は関係あるのですか？

A 年齢については特段の制限はありません。なお、検察官の定年は63歳（検事総長のみ65歳）となっています。学歴についての制限はありませんが、法科大学院を修了していない場合には、受験すべき試験が加わります。

Q 検察官や検察事務官についての採用手続を教えてください。

A 検察官の採用に関する事務は、法務省の大臣官房人事課（法務省代表電話 03-3580-4111）において取り扱っていますので、そちらに問い合わせてください。検察事務官の採用については各地方検察庁において取り扱っていますので、採用を希望する地方検察庁にお問い合わせください。

検察庁の広報について

Q 検察庁の業務や裁判員制度について、もっと詳しく知りたいのですが？

A 検察庁では、より詳しく検察庁の業務を知っていただくため、広報活動を積極的に行っています。

主として小学校高学年から高校生までを対象に、検察庁を見学しながら、検察庁の業務や検察官の役割の説明を行う移動教室プログラム、検察庁職員が学校や講演会等に出向いて業務などの説明を行う出前教室プログラム、法廷での裁判傍聴に加えて、説明や質疑応答等を行う刑事裁判傍聴プログラムなどを行っています。また、裁判員制度や刑事裁判のルールなどについての説明も行っていますので、詳しくは、最寄りの検察庁まで御連絡ください。

検察庁ホームページはこちら

<http://www.kensatsu.go.jp/>

検察官のバッジについて

Q 検察官の付けているバッジには、どのような意味があるのでしょうか？

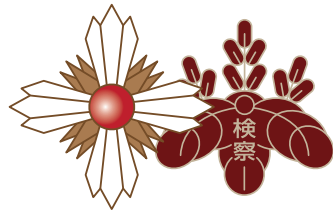
A 検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の白い花卉と葉があしらってあり、昭和25年に定められました。その形が霜と日差しの組合せに似ていることから、厳正な検察官の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日（しゅうそうれつじつ）のバッジ」と呼ばれているようです。「秋霜烈日」とは、秋に降りる霜と夏の厳しい日差しのこと、刑罰や志操の厳しさにたとえられています。



検察庁所在地一覧表

2020年12月現在

最高検察庁		〒100-0013	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
高等検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9311
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6153
	東京	〒100-8904	東京都千代田区霞ヶ関1-1-1	03-3592-5611
	名古屋	〒460-0001	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1581
	大阪	〒553-8511	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2100
	広島	〒730-0012	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2451
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-821-5631
福岡	〒810-0044	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9000	
地方検察庁	札幌	〒060-0042	札幌市中央区大通西12	011-261-9313
	函館	〒040-0031	函館市上新川町1-13	0138-41-1231
	旭川	〒070-8636	旭川市花咲町4	0166-51-6231
	釧路	〒085-8557	釧路市柏木町5-7	0154-41-6151
	青森	〒030-8545	青森市長島1-3-25	017-722-5211
	盛岡	〒020-0023	盛岡市内丸8-20	019-622-6195
	仙台	〒980-0812	仙台市青葉区片平1-3-1	022-222-6151
	秋田	〒010-0951	秋田市山王7-1-2	018-862-5581
	山形	〒990-0046	山形市大手町1-32	023-622-5196
	福島	〒960-8017	福島市狐塚17	024-534-5131
	水戸	〒310-8540	水戸市北見町1-1	029-221-2196
	宇都宮	〒320-0036	宇都宮市小幡2-1-11	028-621-2525
	前橋	〒371-8550	前橋市大手町3-2-1	027-235-7800
	さいたま	〒330-8572	さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-2221
	千葉	〒260-8620	千葉県中央区中央4-11-1	043-221-2071
	東京	〒100-8903	東京都千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5611
	横浜	〒231-0021	横浜市中区日本大通9	045-211-7600
	新潟	〒951-8502	新潟市中央区西大畑町5191	025-222-1521
	富山	〒939-8510	富山市西田地方町2-9-16	076-421-4106
	金沢	〒920-0912	金沢市大手町6-15	076-221-3161
	福井	〒910-8583	福井市春山1-1-54	0776-28-8721
	甲府	〒400-8556	甲府市中央1-11-8	055-235-7231
	長野	〒380-0846	長野市大字長野旭町1108	026-232-8191
	岐阜	〒500-8812	岐阜市美江寺町2-8	058-262-5111
	静岡	〒420-8611	静岡市葵区追手町9-45	054-252-5135
	名古屋	〒460-8523	名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-1481
	津	〒514-8512	津市中央3-12	059-228-4121
	大津	〒520-8512	大津市京町3-1-1	077-527-5120
	京都	〒602-8510	京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82	075-441-9131
	大阪	〒553-8512	大阪市福島区福島1-1-60	06-4796-2200
	神戸	〒650-0016	神戸市中央区橘通1-4-1	078-367-6100
	奈良	〒630-8213	奈良市登大路町1-1	0742-27-6821
	和歌山	〒640-8586	和歌山市二番丁3	073-422-4161
	鳥取	〒680-0022	鳥取市西町3-201	0857-22-4171
	松江	〒690-0886	松江市母衣町50	0852-32-6700
	岡山	〒700-0807	岡山市北区南方1-8-1	086-224-5651
	広島	〒730-8539	広島市中区上八丁堀2-31	082-221-2453
	山口	〒753-0048	山口市駅通り1-1-2	083-922-1440
	徳島	〒770-0852	徳島市徳島町2-17	088-652-5191
	高松	〒760-0033	高松市丸の内1-1	087-822-5155
	松山	〒790-8575	松山市一番町4-4-1	089-935-6111
	高知	〒780-8554	高知市丸ノ内1-4-1	088-872-9191
	福岡	〒810-8651	福岡市中央区六本松4-2-3	092-734-9090
	佐賀	〒840-0833	佐賀市中の小路5-25	0952-22-4185
	長崎	〒850-8560	長崎市万才町9-33	095-822-4267
	熊本	〒860-0078	熊本市中央区京町1-12-11	096-323-9030
	大分	〒870-8510	大分市荷揚町7-5	097-534-4100
宮崎	〒880-8566	宮崎市別府町1-1	0985-29-2131	
鹿児島	〒892-0816	鹿児島市山下町13-10	099-226-0611	
那覇	〒900-8578	那覇市樋川1-15-15	098-835-9200	



**Public
Prosecutors
Office**